様式第1号

安　　全　　衛　　生　　誓　　約　　書

令和　　　　年　　　月　　　日

𠮷原建設株式会社

工事名称

総括安全衛生責任者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

会社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　次）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　 　　　 代表者氏名 　　 ㊞

貴社の発注に係る上記工事の施工にあたり、労務・安全衛生に関する法令並びに貴社との基本契約書、注文書及び貴社の諸規則を順守し、貴社担当者の指示に従い、下記労務安全衛生遵守事項を誠実に履行し、労働災害の防止及び職業性疾病の予防に万全を期することを誓約いたします。

１　　安全衛生管理

(1)　 貴社の定める安全衛生管理方針を遵守し、安全衛生活動を実施します。当社の関係下請負会社にも、下記事項を徹底し、遵守させます。

(2)　 労働安全衛生法に定めのある提出書類・届け出、貴工事の安全衛生管理上必要とする内容は、遅滞なく報告・提出します。尚、内容変更の場合はその都度訂正します。

(3) 貴社の工事計画作成に参画し、決定された計画書に基づく施工要領書・ﾘｽｸアセスメント作業手順書を作成し、作業所長の承認を得ます。施工要領書・作業手順書は、全ての関係作業員に周知し、それに基づき施工します

(4) 労働安全衛生法にもとづき、安全衛生推進者、安全衛生責任者（職長兼務）、作業主任者、作業指揮者等の責任者・担当者を選任し、安全作業に努めます。

また、安全衛生責任者（職長兼務）を常駐させます。

(5)　 貴工事の災害防止協議会、安全工程打合せ、朝礼、KYK等には必ず参加させ、決定事項、打ち合わせ・指示事項を実施させます。

（6）　安全衛生責任者（職長兼務）は、再下請負が実施すべき監督、作業の監視及び作業を直

接指揮し、作業に伴う労働災害（他職種との競合作業を含む）に係る危険の有無の確認、

不安全行動の排除、その他安全衛生の確保に必要な措置を行います

(7) 雇い入れ教育・送り出し教育、作業内容変更時教育、健康診断、定期健康診断及び特殊

健康診断を実施し、作業員の雇用関係・健康状態・保有資格等を把握し、契約に基づく仕事に必要な有資格者を配置するとともに、必要な安全衛生教育を修了した職長・安全衛生責任者及び作業員を配置します。一次下請負業者の責務として再請負業者に安全衛生管理の指導を行います。

(8) 当社持込機械、器具、車輛は法令で定められた構造規格を保持し、安全を確認したうえで

 使用します。また、持込時には点検表により点検を行い、持込許可証を受領するとともに日常及び定期の点検整備を実施いたします。

(9) 持込電動工具は、感電防止上完全な物を使用し、分電盤への接続は貴社の規定又は担当者の指示に従って、接続し使用中の配線、接地は完全に行います。

(10) 女子、年少者などについては、法令に定める就業制限を確実に守るとともに、年少者につ

いては年令証明書および就労承諾書を備え付けます。

(11) 高年齢者の作業員を入場させる場合には、本人の健康状態を十分に確認し、高年齢者作業申告書を提出した上で作業を行わせます

(12) 保護帽及び安全帯等の必要な保護具は当社の責任において常備し、作業員には作業にふさわしい服装をさせ、保護帽・安全帯その他必要な保護具は、正しく着用・使用させます。

(13) 安全設備は，貴社の指示に従い確実に実施するとともに、その保守及び作業後の復元について確実におこないます。

(14) 現場では作業場所、通路等の整理整頓の励行、一作業一整理を実行し、毎日の作業終了後には後片付けを実施します。退場時には異常の有無を含め作業結果を工事事務所に報告します。

(15) 施工期間中は、月1回以上の自主安全パトロールを行い、当社傘下作業員の安全衛生指導にあたり改善結果を貴社担当者に報告します。

２　 火気使用

　　 工事現場内の火気使用に当たっては予め火気使用届を提出し、貴社の認可を受けたうえ、責任者を定めて、許可条件を守り施工いたします。また、火気使用後は当社の火気使用責任者が責任を持って火気の後始末を行います。

３　　交通法令遵守

道路交通法、道路法、道路運送車両法、貨物自動車運送事業法、ダンプ規制法等を遵守し違反車両（過積載、排ガス規制、白トラ行為等）は絶対に使用しません

４　　災害互助会に入会し、契約分の互助会費として、災害互助会規定4条に基づき会費を納入するとともに会則その他定められた事項を遵守します。

5 労働災害対応

（1） 労働災害が発生したら、直ちに被災者の救出を行い、貴社に報告するとともに、速やかに「労働者死傷病報告」に真実を記載し所轄労働基準監督署に提出を行い、「労災かくし」は絶対にしません。

(2) 第三者災害が発生したら、直ちに被災者救出を行った後、貴社に真実を報告して必要な指示を受け、適正に対処します。

６　　環境保全

ISO14001「環境に配慮した活動方針」を守ります。

関係する従業員に環境保全に係る次の事項を行わせます。

(1)　 廃棄物の発生抑制、リサイクル、廃棄物分別

(2)　 騒音、振動等の公害防止及びアイドリングストップ励行

(3)　 粉塵、飛散等の抑制、散水、徐行運転

(4)　 作業所が実施する環境教育訓練の受講

(5)　　緊急事態対応手順書に基づいた訓練等の参加

(6) 貴社の定める環境方針を全ての関係従業員に周知し、環境保全活動を実施します。

７　　補　償

（1）　 再下請させる場合は、貴社の承認を得て行います。

(2) 作業所で働く者のうち、労働者でない者（一人親方および中小事業主）については、労災保険法による特別加入制度を利用した労災保険の加入を義務づけます。未加入者の入場、就労をしません。

（3） 万一、災害が発生した時は、災害補償に関し、労働基準法第87条第2項に定める使用者としての責を負うとともに、災害補償に関する折衝は一切私が行い、直接貴社にご迷惑はおかけしません。

８　 その他

次のような労働者を就業させません。

（1）　 指示命令に従わず勝手な行動をとる者

（2）　 保護具の着用を忌避し、又は安全上の指示に従わない者

（3） アルコール中毒者、薬物中毒者、酒気を帯びた者、もしくは風紀を乱し又は他人に迷惑を及ぼす恐れのある者

（4） 災害頻発者

（5） 故意または重大な過失により事故災害を発生させた者

（6） 心身に欠陥があり、作業に従事することが不適当と思われる者

（７）　 刑事犯罪者及び「入管法」に違反する不法就労外国人

（8）　 暴力関係者、貴社に対し、暴力行為、威圧的態度を取ったもの

９　 安全衛生環境誓約書の誓約事項に違反した場合は、貴社の如何なる措置にも従います。

(1)　 現場で無資格者による作業が発覚した場合は、契約を解除し、今後の取引を中止されて

も意義を申し立てません。

(2) 無資格者による作業で事故、又は災害を発生させた場合は当社が損害を補償します。

(3)　 休日に許可なく作業した場合は、契約を解除されても異議を申し立てません。

(4)　 契約解除に伴う費用は、全て当社の負担とします。